

浄水場発生土の放射性物質濃度の測定結果について

令和5年12月12日
神奈川県内広域水道企業団

浄水場発生土注)の放射性物質濃度測定結果

神奈川県内広域水道企業団では、福島第一原子力発電所における放射性物質漏洩事故以来、水道水中の放射性物質の測定を行ってきましたが、加えて浄水場発生土の放射性物質濃度の測定を実施しましたので、測定結果を以下のとおりお知らせします。

また、放射性物質が検出された浄水場発生土の当面の取扱いについて、平成23年6月16日付け厚生労働省通知

「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001fs28.html>

に基づき対応しております。

なお、水道水中の放射性物質については、平成23年3月26日以降、いずれの浄水場からも検出されませんでしたので、当企業団が供給する水道水の安全性に問題はありません。

単位：Bq/kg

検査項目		西長沢 浄水場	相模原 浄水場	伊勢原 浄水場	綾瀬 浄水場
試料採取日		12月7日	12月7日	12月6日	12月7日
放射性 物質	セシウム (Cs134)	不検出 (検出限界値 6)	不検出 (検出限界値 6)	不検出 (検出限界値 7)	不検出 (検出限界値 9)
	セシウム (Cs137)	不検出 (検出限界値 7)	不検出 (検出限界値 7)	不検出 (検出限界値 8)	不検出 (検出限界値 10)

【今後の測定について】

今後も測定を継続し、結果をホームページに掲載します。

注) 浄水場発生土とは

浄水場では、河川から取水した原水に含まれる濁りなどの不純物を取り除くために、凝集剤を注入し、沈でん池において、凝集沈殿させます。この凝集沈殿した泥状のものを脱水や乾燥したものが浄水場発生土となります。